

PCR外部利用規約への同意のお手続きに関して

SuMPO 環境ラベルプログラムにおける PCR をプログラム外でご利用いただくには、PCR 外部利用規約をお読みいただき、ご同意いただく必要があります。本規約の全ての項目に同意をされない場合には PCR を SuMPO 環境ラベルプログラム外でご利用することはできません。

記入方法

1. 「PCR外部利用規約」をよくお読みください。
2. 内容にご同意いただける場合は、次頁のチェックボックスにチェックを入れ、必要事項をご記入・捺印（電子印可）ください。
3. ご記入後、同意書を「PCR_プログラム外利用申請」フォームの当該箇所に添付のうえ、申請してください。

お問い合わせ先

SuMPO 環境ラベルプログラム事務局

（一般社団法人サステナブル経営推進機構（SuMPO））

東京都千代田区内神田一丁目 14 番 8 号 KANDA SQUARE GATE

メールアドレス：ecoleaf@sumpo.or.jp

PCR 外部利用規約への同意書

私は、後記の PCR 外部利用規約を確認し、その内容と条件を完全に理解しました。

☐ PCR外部利用規約及びSuMPOの個人情報保護方針に同意します

SuMPOの個人情報保護方針：<https://sumpo.or.jp/privacy/index.html>

お名前*：_____

捺印*：

組織名*：_____

日 付*：_____

電 話*：_____

メール*：_____

*記入必須

以上

制定 2025 年 10 月 24 日

一般社団法人サステナブル経営推進機構
SuMPO 環境ラベルプログラム PCR 外部利用規約

本規約は、一般社団法人サステナブル経営推進機構（以下「本機構」という。）が運営する「SuMPO 環境ラベルプログラム」（以下「本プログラム」という。）における PCR の外部利用に関する基本事項について定めるものである。PCR を SuMPO EPD 取得以外の目的で利用する外部利用者（以下「利用者」という。）は、本規約の内容を理解し、これに従うことを承諾した上で、PCR の外部利用をしなければならない。

第1条 （定義）

1. PCR (Product Category Rule) とは、ISO14025、ISO/TS14027 及びその他の関連規格に準拠した透明性の高いプロセスを経て策定される、製品カテゴリーごと共通の LCA 算定ルールである。本規約における PCR とは、本プログラムにて登録された PCR をいう。
2. 本規約は PCR 外部利用規約を指し、PCR を本プログラム外で利用するにあたっての利用者の権利及び責任について定めたものである。
3. PCR の本プログラム外部での利用（以下「外部利用」という。）とは、SuMPO EPD の取得を伴わない PCR の利用を指し、引用、参考、参照等その利用方法を問わない。
4. 利用者とは PCR の外部利用を許諾された個人又は事業者をいう。
5. SuMPO 環境ラベルプログラム事務局（以下「事務局」という。）とは本機構が設置した本プログラムの実務的な運営管理者である。

第2条 （利用許諾）

利用者が本規約に全面的に同意することを条件として、本プログラムは利用者に対して特定の PCR を非独占的に利用することを許諾する。利用者は、申込の際に申請した特定の PCR についてのみ、第 12 条に記載する期間に限定して利用することができる。なお、申込の際に申請した利用範囲及び利用方法以外での利用は認められない。

第3条 （利用範囲等）

1. 利用者は、それぞれ次の（１）から（４）の場合に限り、PCR を利用することができ、その他の利用をすることはできない。
なお、場合により、第 5 条各号に定める場合には、利用料が発生する。
（１）製品製造事業者、製品販売事業者等を利用者とし、当該利用者が自社製品等の LCA、

CFP 又はその他製品等の環境負荷の定量評価に利用する場合

- (2) コンサルティング提供事業者や第三者評価機関等を利用者とし、当該利用者が、自身以外が製造する製品等の LCA、CFP 等の算定代行又は算定支援、又は算定に対する第三者検証等を実施するにあたって利用する場合
- (3) 工業会や業界団体等を利用者とし、利用者における算定の共通ルールとして利用する場合
- (4) ソフトウェア開発ベンダー等を利用者とし、算定ツールやソフトウェア、データベース等に組み込むなどして利用する場合

- 2. 利用者は、(1) から (4) までに定める範囲を超えて PCR の外部利用を希望する場合は、事務局に対して利用方法に関する協議を申し入れることができるものとする。ただし、事務局は、利用者に対し、利用者が希望する方法での利用を許諾する義務を負うものではない。

第4条 (知的財産権等の帰属)

- 1. PCR の利用許諾は利用者に対して非独占的な利用権利を付与するものであり、PCR の著作権やノウハウ等の知的財産権及びその他一切の権利は本機構に独占的に帰属し続ける。
- 2. 利用者は、PCR の一部又は全部を利用し何らかの発明、考案、意匠の創作等の著作物が生じる可能性がある場合、事前に本機構の書面による許諾を得なければならず、当該成果に関する著作権その他の知的財産権は本機構と利用者の協議の上、別途定めなければならない。
- 3. 利用者は、PCR の一部又は全部を外部利用する場合、第 7 条第 2 項各号に定める事項を出典として記載しなければならない。

第5条 (利用料)

PCR 利用料は、次の各号の場合を除き、第 3 条第 1 項に定める利用範囲において無料とする。

- 1. 第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号において、CFP 又は LCA 等の算定結果等が第三者評価(弊機構により提供される第三者評価を除く)を受けたものとして社外に公表される場合。第三者評価には、検証等の保証行為の他、算定支援、算定チェック、又は、レビュー等の行為を含む。
- 2. 第 3 条第 1 項第 4 号において、利用者以外への販売を行う算定ツール、ソフトウェア、又はデータベース等である場合。
- 3. 第 3 条第 2 項に定める場合において、事務局が PCR 利用料を別途定めた場合。

第6条 （利用料の支払い）

1. 利用者は、前条に定める利用料が発生する場合において、利用料を事務局に支払わなければならない。利用料は、本プログラム「料金規程(文書番号：PIC-)」に定めるものとする。
2. 利用者は、前項に定める利用料を、事務局による請求書の発行日から 30 日以内に、事務局が指定する銀行口座へ送金する方法により支払うものとする。支払を怠った場合は本プログラム「料金規程(文書番号：PIC-)」に基づき利用料に加えて、年 3%の割合による遅延損害金を事務局に対して支払わなければならない。
3. 一旦納付された利用料について、事務局は理由の如何を問わず、返還しないものとする。

第7条 （利用方法）

1. 利用者は、本プログラムが定める所定の方法により PCR の利用に関して事前に申請を行わなければならない。事務局が許諾した場合に PCR を利用することができる。
2. PCR の一部又は全部の外部利用に関わらず、利用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) 情報の受け手が容易に識別し、確認できるよう、出典とした情報を正確に明記すること。
 - (2) 出典の記載に際しては、PCR 名称のみならず、PCR 番号及び版番号も併せて記載すること。
 - (3) PCR の所有者として「SuMPO 環境ラベルプログラム」又は「SuMPO EPD」と記載すること。
 - (4) PCR 全文を利用する場合においても、事務局が事前に書面による許諾を出した場合を除き PCR の複製を行ってはならず、本プログラムウェブサイトの PCR の URL を参照すること。
 - (5) CFP 又は LCA 等の算定結果等の公表に際しては、情報の受け手が、その結果を他の EPD 又は EPD に類するものであると誤認する可能性を確実に排除すること。

第8条 （譲渡・転売の禁止等）

1. 利用者は、本機構の書面による事前の承諾を得た場合を除き、本規約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者へ譲渡、転売等してはならず、また担保に供してはならない。
2. 利用者は、第三者と合併する又は PCR の利用に係る事業の全部もしくは一部を分割し別会社とする等により本規約に基づく権利義務を第三者に一般承継させる場合において、本機構の書面による事前の承諾を得なければならない。
3. 利用者が、前二項の規定に反して、第三者に本契約に基づく権利義務の全部又は一部を譲渡・貸与・承継させる、あるいは担保に供した場合、利用者は本機構に対して、罰則

金として本機構が定める金額の支払義務を負う。

第9条 （PCR の非保証・免責）

1. 本機構は、利用者に対し、PCR の性能、機能、品質及び技術上、経済上、その他に関する一切の不具合について如何なる保証もせず、契約不適合責任を含む一切の責任を負わず、利用者は本機構に対し上記の責任を追及してはならない。
2. 本機構は、PCR の正確性、完全性、安全性及び有効性（利用目的への適合性）を保証しないとともに、PCR が第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証しない。
3. 利用者による PCR の利用又は PCR の利用により導き出された結果物及びそれらの利用については、本機構は、法律上及び契約上一切の責任を負わず、利用者は本機構に対し上記責任を追及しない。これらに関し、第三者との間で紛争が生じた場合であっても、利用者は、すべて自らの責任と費用負担において解決するものとし、本機構は、当該紛争について一切の責任を負わない。

第10条 （利用者の本機構への義務）

1. 本機構は、必要と認めるときは、利用者に対して本規約の履行状況について報告を求め、必要に応じ指示をすることができ、利用者はこれに従わなくてはならない。
2. 利用者は、本規約に違反する PCR の利用（以下「違反行為」という。）のおそれが発覚した場合、直ちに本機構にその旨を通知するとともに是正の措置を講じなければならない。
3. 利用者は、違反行為のおそれが生じた場合、自己の費用と責任において、違反行為の事実の有無を確認し、違反行為の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討し、その内容を本機構に報告しなければならない。

第11条 （秘密保持義務）

1. 利用者は、PCR の外部利用に際して本機構から提供された一切の情報を秘密として扱い、事前の書面による本機構の同意なしに第三者にこれを開示してはならない。
ただし、次の情報についてはこの限りではない。
 - (1) 開示を受ける前に、既に保有している情報。
 - (2) 開示を受ける前に、既に公知又は公用となっている情報。
 - (3) 開示を受けた後に、自己の責によらず公知又は公用となった情報。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報。
 - (5) 提供された情報によらずして独自に開発したことが立証できる情報。
2. 本機構は、本プログラムが定める「秘密保持規程（文書番号：PIB-）」に則り、利用者から知り得た技術情報及び営業情報を扱うものとする。

3. 前2項の定めにかかわらず、本機構又は利用者は、裁判所又は行政機関から法令、判決、決定又は命令により開示が要求された場合は、当該裁判所又は行政機関に対し、得られた相手方の秘密情報を必要最低限で開示又は提供することができるものとする。

第12条 （有効期間）

1. 本規約の有効期間は、本プログラムが定める所定の方法により利用者が申請した「利用開始予定日」から1年間とする。
 ただし、利用者によるフォームへの申請後、何らかの理由により利用開始日が利用者の申請した利用開始予定日を超える場合には、事務局と利用者との再度利用開始予定日を設定し、本規約の有効期間はその日から1年間とすることができる。
 なお、外部利用に際し利用料が発生する場合は、入金確認日を利用開始日とし、有効期間はその日から1年間とする。
2. 利用者が有効期間の終了日以降に有効期間延長の申し込みを行った場合には、その理由を問わず新規利用の申し込みとして取り扱うものとする。
3. 有効期間中であっても、以下の事由が発生した場合には、その時点で利用権は消滅するものとする。
 - (1) 本プログラムの終了。
 - (2) 利用対象 PCR の廃止。ただし、PCR の版更新は除く。

第13条 （利用者情報の公開）

利用者は、外部利用に際し本機構へ申請した利用者情報（事業者名・使用 PCR 名・使用 PCR 番号・使用期間等）について、本プログラムのホームページ(<https://ecoleaf-label.jp/>)で公開されることを承諾しなければならない。

第14条 （利用権の取り下げ等）

1. 本機構は、利用者に次の各号に掲げる事由（以下「取り下げ事由」という。）が一つでも生じた場合には、利用者に対して書面による通知をすることによって利用権を取り下げることができる。この場合、利用者は、取り下げによって本機構に出費又は損害等が生じた場合、この費用を負担する責を負う。
 - (1) 利用者から支払いの停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
 - (2) 利用者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) その財産について、仮差押え、仮処分、保全差押え、強制執行、担保権の実行又は公租公課の滞納処分がなされたとき。
 - (4) 利用者が本規約に定められた義務を履行しないとき、又は本規約への違反行為が

確認されたとき。

(5) その他、契約を継続し難い重要な事実が生じたとき。

2. 本機構が利用者の PCR の利用を適当でないと判断した場合、本機構は、利用者に対して当該判断及びその理由を通知し、原則として 30 日間の是正期間を設けた上で、当該期間内に是正がなされない場合、利用権を取り下げることができる。なお、是正の余地がないと本機構が合理的に判断する特段の事情がある場合には、この限りではない。

第15条 (損害賠償)

1. 本機構は、PCR の利用に伴い利用者に生じたいかなる損害、不利益等について、何ら賠償ないし補償しない。
2. PCR の利用に伴い、利用者の本規約への違反の有無を問わず、PCR 利用者の行為によって本機構が損害又は不利益等を被った場合、利用者は本機構に対して損害を賠償する義務を負う。

第16条 (利用権終了後の措置)

1. 利用者は、利用期間満了時や利用権の取り下げ等、その理由の如何を問わず利用権の終了後は、PCR を利用してはならない。
2. 利用者は、利用権終了後速やかに秘密情報を返還又は廃棄しなければならない。
3. 理由の如何を問わず利用権が終了した場合においても、第 4 条、第 8 条から第 11 条まで、第 13 条、第 15 条、本条、並びに第 19 条の規定は、期間の定めなく有効とする。

第17条 (規約の変更)

本機構は、本プログラムのホームページ(<https://ecoleaf-label.jp/>)に掲示することにより、利用者の事前の承諾を得ることなく、本規約を随時変更することができるものとする。この場合、本規約が変更された後の PCR の提供にかかる条件は、変更後の本規約を適用するものとする。

第18条 (裁判管轄・準拠法)

1. 本規約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
2. 本規約に基づく利用権の成立及び効力、並びに利用権の解釈及び履行等については、日本国の法律に準拠するものとする。

第19条 (反社会的勢力の排除)

利用者は、次の各号に定める事項を保証するものとし、自己の委託先にも、当該事項を遵守させる義務を負うものとする。

- (1) 自らが反社会的勢力でないこと、又は反社会的勢力でなかったこと。

- (2) 反社会的勢力を利用しないこと。
- (3) 反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を既存し、もしくは業務の妨害を行い、又は不当要求行為をなさないこと。
- (4) 自己の出資者又は役職員が反社会的勢力の構成員でないこと。

以上